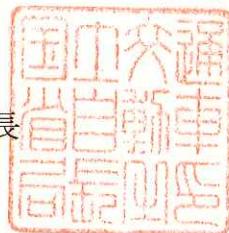




国自安第242号の2  
国自旅第370号の2  
国自整第350号の2  
平成29年3月14日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第242号

国自旅第370号

国自整第350号

平成29年3月14日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

## 一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
国自安第155号 国自旅第225号 国自整第218号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 <u>一部改正 平成29年 3月14日</u>	国自安第155号 国自旅第225号 国自整第218号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 <u>一部改正 平成29年 3月14日</u>
各地運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿	各地運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿
自動車局長	自動車局長
一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について	一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について
今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針を定めたので、これによることとされたい。	今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針を定めたので、これによることとされたい。
記	記
1. (略)	1. (略)
2. 監査の種類 事業者に対する監査の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3)(略) (4) 指摘事項確認監査 次の①及び②の監査を指摘事項確認監査とする。	2. 監査の種類 事業者に対する監査の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3)(略) (4) 指摘事項確認監査 次の①及び②の監査を指摘事項確認監査とする。

<p>① (略)</p> <p>② 街頭監査において輸送の安全に関する重大な法令違反（所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病等により安全な運行が継続できないおそれがある場合、明らかに酒気帯及び無車検運行をいう。）以外の違反事項が確認された場合（他の運行に同様な違反が疑われる場合に限る。）に、街頭監査の日から30日以内に是正状況を確認するために行う監査</p>	<p>3. ~ 6. (略)</p> <p>7. 是正指示書の交付及び指摘事項確認監査</p> <p>(1) 特別監査、一般監査又は街頭監査の際に法令違反事項を確認した場合、是正指示書を交付（街頭監査にあっては、他の運行に同様な違反が疑われる場合に限る。）する。なお、当該是正指示書には、「直ちに是正すること」及び「運輸支局等又は地方運輸局が30日以内に指摘事項確認監査を行う」旨を記載するものとする。</p> <p>(2) (3) (略)</p>	<p>8. (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
<p>① (略)</p> <p>② 街頭監査において輸送の安全に関する重大な法令違反（所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病等により安全な運行が継続できないおそれがある場合、明らかに酒気帯及び無車検運行をいう。）以外の違反事項が確認された場合（他の運行に同様な違反が疑われる場合に限る。）に、街頭監査の日から30日以内に是正状況を確認するために行う監査</p>	<p>3. ~ 6. (略)</p> <p>7. 是正指示書の交付及び指摘事項確認監査</p> <p>(1) 特別監査、一般監査又は街頭監査の際に法令違反事項を確認した場合、是正指示書を交付する。なお、当該是正指示書には、「直ちに是正すること」及び「運輸支局等又は地方運輸局が30日以内に指摘事項確認監査を行う」旨を記載するものとする。</p> <p>(2) (3) (略)</p>	<p>8. (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

附 則(平成29年3月14日 国自安第242号、国自旅第370号、国自整第350号)  
この通達は、平成29年3月21日から施行する。